

第 6 9 号 議 案

足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限
に関する条例（平成 1 5 年足立区条例第 2 7 号）の一部を次のように改
正する。

第 7 条の見出し中「さく」を「柵」に改める。

別表地区整備計画その 1 の部複合商業地区の項アの欄中「第 4 8 条第
8 項ただし書」を「第 4 8 条第 9 項ただし書」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地区計画の変更に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案
を提出いたします。